

※記載要領

1. 申出者

申出者の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2. 代理人が請求する場合の記入欄

「法定代理人」又は「任意代理人」の該当する口に✓を付してください。「開示される者の状況等」欄は、保有個人情報にかかる本人の状況を記載してください。患者本人が未成年で保護者または親権者が開示請求を行う場合は、法定代理人となります。

3. 本人確認書類等

●窓口での開示請求の場合

保有個人情報にかかる本人確認のため、氏名と住所の記載がある書類を提示してください。顔写真付きであれば1点のみ。顔写真付きでなければ2点以上が必要です。「4. 本人確認書類について」をご確認ください。

※申出者の氏名・住所と本人確認書類の氏名・住所が不一致の場合は理由をお申し出下さい。

●代理人による開示請求の場合

代理人の本人確認書類に加え、代理人の資格確認のための書類の提示が必要です。

※郵送交付の場合は、同封により提出してください

【法定代理人の場合】

戸籍謄本・抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(※開示請求の前30日以内に作成されたものに限る)を提示・提出してください。なお、書類は原本とし、コピーによる提示・提出は認められません。

【任意代理人の場合】

任意代理人の資格を証明する委任状を提出してください。なお、委任状は原本とし、コピーの提出は認められません。(※開示請求の前30日以内に作成されたものに限る)

任意代理人が弁護士等の場合は、「5. 任意代理人が弁護士等の場合の書類について」を確認ください。

●郵送での開示請求の場合

上記の書類のコピーの提出と併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。コピー不可)を提出してください。住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。本人確認書類の写しは、個人番

号や保険証の記号・番号、基礎年金番号は黒塗りして添付してください。

#### 4. 本人確認書類について

運転免許証、個人番号カード等の氏名・住所の記載がある顔写真付きであれば1点。

これらがなく、保険証等の場合は2点以上の本人確認書類が必要です。

##### ①氏名・住所の記載があり顔写真付きの書類（1点）

- 運転免許証
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 個人番号（マイナンバー）カード

\*個人番号（マイナンバー）通知カードは本人確認書類としては取り扱いませんのでご注意ください

##### ②住所の記載、顔写真なしの書類の場合は2点以上必要

- 健康保険証等
- 介護保険証
- 共済組合員証
- 国民年金手帳
- 国民年金・厚生年金・船員保険の年金証書
- 共済年金・恩給の証書
- 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- 生活保護受給者証
- パスポート
- 学生証（写真付き）
- 官公署が発行した職員証等（顔写真付き）
- 法人が発行した社員証等（顔写真付き）
- 官公署が発行した写真付きの資格証明書（危険物取扱い免状など）

#### 5. 任意代理人が弁護士等の場合の書類について

任意代理人が弁護士・保険会社等の場合は、上記の書類に加え次の書類も提出してください。

##### 【弁護士の場合】

- ① 弁護士証（弁護士であることが証明できるもの）
- ② 郵送先（弁護士事務所など）の住所がわかるもの（郵送物のコピーやホームページのコピー可）

【保険会社の場合】

- ① 法人の登記事項証明書
- ② 法人の印鑑証明書
- ③ 印鑑証明の印が押された、法人から担当者（請求手続きを行う者）への委任状  
（請求手続きを法人代表者本人が行う場合は不要）
- ④ 郵送先（保険会社）の住所がわかるもの（郵便物のコピーやホームページのコピー可）